

報道関係者 各位

令和4年9月13日（火）

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業対策課

課 長 鈴木 斉（内3303）

雇用助成室長 岩城 一成（内3101）

事業所給付監査官 藤嶋 裕士（内3140）

（電話）052-219-5518

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給した事業主の公表

今般、下記の事業主において、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給したことが確認されましたので公表します。

記

事業所	名 称	株式会社 坂本
	所 在 地	名古屋市中区錦 2-9-15
	代 表 者 氏 名	坂本 司史（さかもと つかし）
	事 業 の 概 要	飲食業
不正受給の概要	助 成 金 名	①雇用調整助成金 ②緊急雇用安定助成金
	不 正 受 給 額 （ 返 還 状 況 ）	① 7,802,000 円 ② 3,055,000 円 （一部返還済み） （一部返還済み）
	支 給 決 定 等 取 消 年 月 日	令和4年7月7日
	内 容	実際には労働しているにも関わらず、休業したとして虚偽の書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。